

事務連絡  
令和3年3月2日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

令和3年度以降における福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いについて  
(Vol. 2)

障害福祉行政の推進につきましては、日頃からご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえた福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いについては、令和3年2月12日付事務連絡「令和3年度以降における福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いについて」において、現在検討中の通知案をお示ししているところですが、その後の検討過程において通知案の一部に内容の変更がありましたので、以下のとおり、情報提供いたします。

なお、届出様式を含め、現時点の通知案を送付いたしますが、確定版の通知については、報酬改定に係る関係告示の公布後（3月下旬）に発出する予定としておりますので、各都道府県等におかれましては、内容をご了知の上、貴管内市町村、事業所等に周知をお願いいたします。

記

1 2月12日付事務連絡からの変更点について

【変更前】(変更部分のみ抜粋)

(1) 主な変更点について

- 別紙1の表1について
- ・ 加算率の算定方法の見直しに伴い、加算率が変更される。
  - ・ 加算率の算定方法の見直しに伴い、短期入所及び障害者支援施設が行う日中活動系サービスに係る例外的取扱いは終了する（サービスごとの加算率が適用される。）

【変更後】(変更部分のみ抜粋)

(1) 主な変更点について

- 別紙1の表1について
- ・ 加算率の算定方法の見直しに伴い、加算率が変更される。（短期入所については、新たに短期入所としての加算率を設定する。）
  - ・ 障害者支援施設が行う日中活動系サービスに係る例外的取扱いについては、加算率の変更による影響を緩和する観点から、今回の報酬改定においては、加算率を見直した上で継続する。

(参考 1)

◆障害者支援施設が行う日中活動系サービスにおける福祉・介護職員処遇改善加算（I）の加算率

	現 行 (障害者支援施設が行う 日中活動系サービス)	令和3年度改定後 (障害者支援施設が行う 日中活動系サービス)	(参 考) 令和3年度改定後の サービス別の加算率
施設入所支援、短期入所	6.9%	-	8.6%
生活介護	6.9%	6.1%	4.4%
自立訓練（機能訓練、生活訓練）	6.9%	6.8%	6.7%
就労移行支援	6.9%	6.7%	6.4%
就労継続支援A型	6.9%	6.5%	5.7%
就労継続支援B型	6.9%	6.4%	5.4%

(参考 2)

◆障害者支援施設が行う日中活動系サービスにおける福祉・介護職員等特定処遇改善加算（I）の加算率

	現 行 (障害者支援施設が行う 日中活動系サービス)	令和3年度改定後 (障害者支援施設が行う 日中活動系サービス)	(参 考) 令和3年度改定後の サービス別の加算率
施設入所支援、短期入所	1.9%	-	2.1%
生活介護	1.9%	1.7%	1.4%
自立訓練（機能訓練、生活訓練）	1.9%	2.6%	4.0%
就労移行支援	1.9%	1.8%	1.7%
就労継続支援A型	1.9%	1.8%	1.7%
就労継続支援B型	1.9%	1.8%	1.7%

## 2 現行の通知からの変更点について（再掲）

現行の通知からの変更点について、2月12日付事務連絡でお示ししておりますが、上記1の内容を反映させたものを改めてお示しします。

### （1）主な変更点について（変更箇所を反映）

令和3年度以降の取扱いについて、従前の取扱いからの主な変更点は、以下のとおりです。

- 第1の1の「基本的な考え方」について
  - ・ 基本的な考え方に関する令和3年度報酬改定の内容を追加
- 第1の2の「処遇改善加算において対象となる職種」について
  - ・ 共生型事業所、基準該当事業所における対象職種を明記
  - ・ 人員基準の見直しに伴う「障害福祉サービス経験者」の期限を記載
- 第1の4（1）①一の「処遇改善加算の見込額の計算」について
  - ・ 加算の見込額の計算について、様式2－1に記載のとおり、分かりやすさを重視する観点から、「報酬総単位数×単価÷12か月」から支払明細書等に基づく「報酬総額÷12か月」に変更

- 第1の4（1）②の「職場環境等要件」について
    - ・ 原則、加算を算定する年度における取組の実施を求めることがある。
    - ・ 当該年度に実施できない合理的な理由がある場合は、例外的に前年度の取組実績をもって要件を充たすものとする。
    - ・ 職場環境等要件の各項目の見直し内容については、現在検討中。
  - 第1の4（2）①三の特定加算の「事業所における配分方法」について
    - ・ 「経験・技能のある障害福祉人材」の賃金改善に要する費用の平均と「他の障害福祉人材」の賃金改善に要する費用の平均の関係について「2倍以上」から「上回ること」に変更
  - 第1の12の「処遇改善加算（IV）及び（V）の廃止」及び第2の「基本的考え方」について
    - ・ 処遇改善加算（IV）及び（V）並びに処遇改善特別加算は廃止する。
    - ・ ただし、令和3年3月31日時点で当該加算を算定しており、令和3年度も引き続き算定する事業所においては、令和4年3月31日まで従前の算定を可能とする経過措置を設ける。
  - 第2及び第3について
    - ・ 処遇改善加算（IV）及び（V）並びに特別加算については、従前とは異なる様式（別紙様式5-1及び5-2）により処遇改善計画書を作成する。
  - 別紙1の表1について
    - ・ 加算率の算定方法の見直しに伴い、加算率が変更される。（短期入所については、新たに短期入所としての加算率を設定する。）
    - ・ 障害者支援施設が行う日中活動系サービスに係る例外的取扱いについては、加算率の変更による影響を緩和する観点から、今回の報酬改定においては、加算率を見直した上で継続する。
  - 別紙1の表6、表7について
    - ・ 職員分類の変更特例の例示を追加
- ※ 上記の他、体裁修正や報酬告示の改正に伴う項番修正を行っています。

## （2）令和3年度当初の特例について（第1の8）

令和3年4月又は5月から処遇改善加算等を取得しようとする障害福祉サービス事業者等は、同年4月15日（木）までに計画書等を都道府県知事等へ提出する。

※ 令和2年度から引き続き取得する事業所等についても当該特例の対象とする。

※ 通常の取扱い

処遇改善加算等を取得しようとする障害福祉サービス事業者等は、処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日までに、障害福祉サービス事業所等ごとに、当該障害福祉サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。（「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和2年3月6日障障発0306第1号）抜粋）

（本件連絡先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課 評価・基準係

電話：03-5253-1111（内線3036）